



# 障害福祉サービス等情報公表制度について

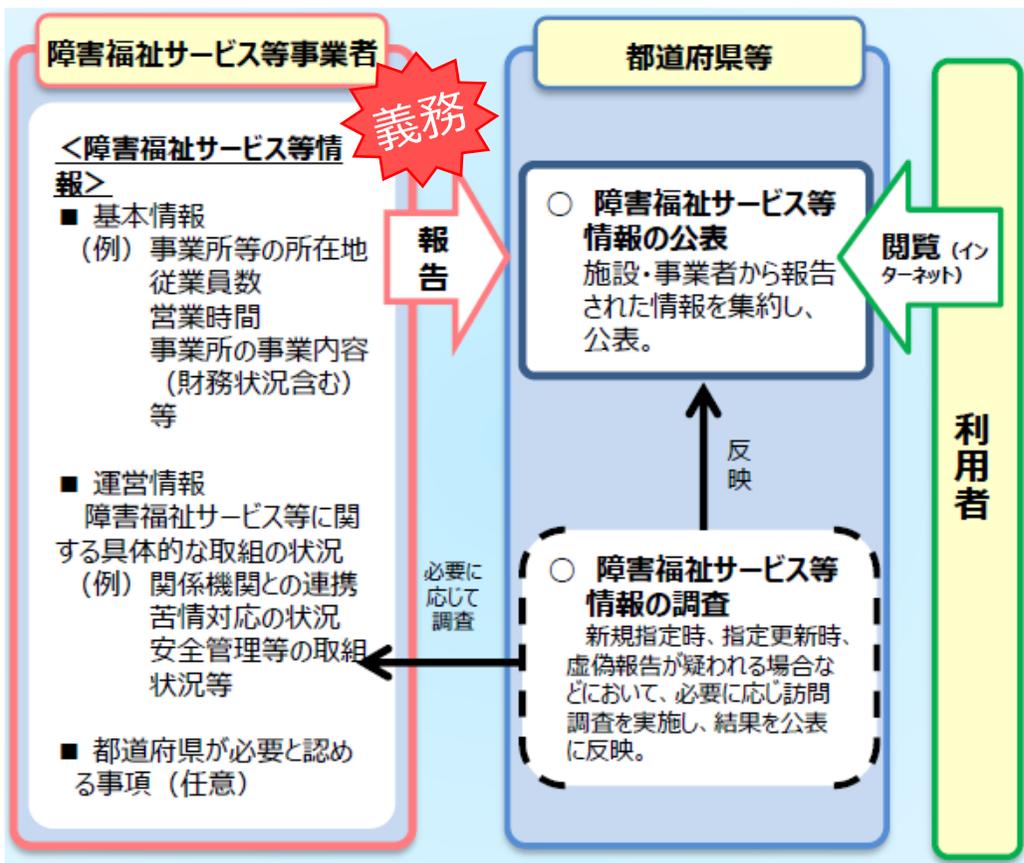
令和7年度 障害福祉サービス等事業者説明会

# 障害福祉サービス等情報公表制度の概要

## 1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。(平成30年4月施行)。

### 【制度概要】



### 【H P画面】

**WAM NET**

**障害福祉サービス等情報検索**

お知らせ  
【2025.03更新】障害福祉サービス等情報公表検索サイトの運用を開始しました。  
【本サイトの利用について】、【サイト】(障害福祉サービス等情報公表)の運用を開始し、  
平成30年12月1日に稼働を予定しています。  
\*一部の位置情報がつかずたり、反映されない場合があります。予めご了承くださいませ。より詳細は、お問い合わせください。

都道府県別の検索はこちら

地域から探す (都道府県名をクリック)

事業所詳細情報

**事業所**

東京都港区

住所 東京都港区  
定休日  
電話 03-1234-5678  
FAX 03-1234-9999  
サービス提供地域  
向かい側  
事業所番号 1234567890  
主たる/ほかの事業所

事業所詳細情報

# 対象サービス（基準該当事業所を除く）

■ 下記サービスの指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1.居宅介護	7.短期入所	13.就労選択支援	19.共同生活援助	25.児童発達支援
2.重度訪問介護	8.重度障害者等包括支援	14.就労移行支援	20.計画相談支援	26.医療型児童発達支援
3.同行援護	9.施設入所支援	15.就労継続支援A型	21.地域相談支援（移行）	27.放課後等デイサービス
4.行動援護	10.自立訓練 （機能訓練）	16.就労継続支援B型	22.地域相談支援（定着）	28.居宅訪問型児童発達支援
5.療養介護	11.自立訓練 （生活介護）	17.就労定着支援	23.福祉型障害児入所施設	29.保育所等訪問支援
6.生活介護	12.宿泊型自立訓練	18.自立生活援助	24.医療型障害児入所施設	30.障害児相談支援

（注）政令・中核市に所在する事業所は政令・中核市が管轄しています。

# 情報公表未報告の事業所への対応（令和6年度報酬改定）

## 概要

### 【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

## 減算単位

### 情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

## 算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

## 都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

# 障害福祉サービス等情報公表制度について

## ■ 皆さまにお願いしたいこと

### □ 障害福祉サービス等情報公表システムへの報告

本システム(WAM-NET)へログインし、情報の登録を行ってください。

※ID・パスワードが分からない場合は、兵庫県障害福祉サービス等情報公表システム事務局または県障害福祉課へお問い合わせください。

(政令・中核市は政令・中核市へお問い合わせください。)

### <メールアドレスの登録>

県から事業所宛の通知や様々な情報提供等はメールでお知らせしています。

(政令・中核市) 政令・中核市へ届け出ているメールアドレス宛て

(一般市) 本システムに登録されている『システムからの連絡用メールアドレス』宛て

※法人内の項目、事業所内の項目いずれもご確認ください。

全事業所へ漏れなく通知等を行うことができるよう、メールアドレスの登録についてもお願いします。

# 障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

**事業者** このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

**事業者** 事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を報告してください。

○ 都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。

○ 情報公表システムより、ログインID・仮パスワードが通知されます。

パスワードは必要に応じて  
変更することができます。

**事業者** ID等を用いて情報公表システムにログインしてください。

(※) 都道府県等担当者が、事業者の基本情報について既に登録を行った事業者宛てには、情報公表システムよりID等を通知しています。もし、事業者宛にID等が届いていない場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

法人等に関する事項 ▲	事業所等に関する事項 ①	従業員に関する事項 ▲	サービス内容に関する事項 ▲
利用料に関する事項 ▲	事業所運営に関する事項 ▲	システムからの連絡先 ▲	経営情報 ①

**事業者** 事業所詳細情報を入力してください。

※経営情報を含めず  
申請可能

法人等に関する事項 ▲	事業所等に関する事項 ①	従業員に関する事項 ▲	サービス内容に関する事項 ▲
利用料に関する事項 ▲	事業所運営に関する事項 ▲	システムからの連絡先 ▲	経営情報 ①

**事業者** 事業所詳細情報の経営情報を入力してください。

※事業所の会計年度が  
終了したタイミング



**事業者** 入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。

- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
  - ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。 **事業者**（修正の上、再度報告します。）
  - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

- 
- 都道府県などによる承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

※ 経営情報は国及び都道府県知事等がグルーピングして公表するため、事業者個別のページでは公表されません。

☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）・記入要領等の資料を掲載していますので、是非ご活用ください。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

お問い合わせ先：兵庫県障害福祉サービス等情報公表システム事務局 電話：078-862-6026  
（兵庫県福祉部障害福祉課 電話：078-341-7711（内線3005））

※神戸市・中核市所管の事業所は、各市へお問い合わせください。

# 障害福祉サービス等事業者の経営情報の報告・公表

## 1. 【新設】 障害福祉サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、障害福祉サービス等事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、障害福祉サービス等事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年8月から運用を開始しました。

障害福祉サービス事業者の皆さまには、**以下の経営情報の報告をお願いします。**

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) など	障害福祉サービス等情報公表システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 <b>令和8年3月末まで</b>

### カテゴリ

法人等に関する事項 	事業所等に関する事項 	従業員に関する事項 	サービス内容に関する事項 	
利用料に関する事項 	事業所運営に関する事項 	システムからの連絡先 	<b>経営情報 </b>	承認者へ申請する

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

 必須項目以外にも当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。(回答不能な場合を除く。)

# 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について【改正概要】 (障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応等)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課長通知  
(令和7年9月1日)

## 通知改正の趣旨

- 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と障害福祉現場における人材不足の状況、新興感染症等による障害福祉サービス等事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の障害福祉サービス等経営実態調査を補完する必要がある。
  - このため、「経営情報」(障害福祉サービス等事業者経営情報)の収集及びデータベースを整備し、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。
- ⇒ 障害福祉サービス等事業者経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(平成30年4月23日)を一部改正し、通知を発出。

## 通知改正の主な項目

- 指定障害福祉サービス等の種類の追加
  - ・ 指定就労選択支援
- 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告について
  - ・ 報告の単位
    - 「サービス単位」、「事業所単位」、「法人単位」のいずれかの方法で報告
  - ・ 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告内容【必須】※別添参照
    - ① 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
    - ② 事業所・施設の収益及び費用の内容
    - ③ 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
    - ④ その他必要な事項
  - ・ 報告の開始
    - 毎会計年度終了後
  - ・ 報告の期限
    - 毎会計年度終了後、3月以内
    - ※ 令和7年度(令和6年度決算情報)については令和7年度末までの報告で可
- 障害福祉サービス等事業者経営情報の公表について
  - ・ 右記「経営情報の公表方法」を参照
- 従業者に関する情報の報告【都道府県等が任意設定】
  - ・ 職種別の給与(給料・賞与)及びその人数 等

## 経営情報の公表方法

- 都道府県知事の公表方法
    - 報告内容について、当該情報を調査及び分析した内容(グルーピングした分析結果)を公表(情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表が可能)
  - 厚生労働大臣による公表
    - ・ 経営情報データベースの開発・整備
      - ((独)福祉医療機構の運営するWAMNET上に構築)
    - ・ 全国の情報(グルーピングした分析結果)を公表(情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表)
- ※ 介護分野と同様に、都道府県知事・厚生労働大臣がグルーピングした分析結果を公表(集計・公表にあたっては、情報公表システム上の経営情報データベースを活用)するが、その詳細については、今後、通知等で周知予定

# 障害福祉サービス等情報公表制度

## 制度概要

利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みが創設されました。

- [PDF 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内 \(PDF: 992KB\)](#)

**※利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、令和6年4月から情報公表未報告減算が新設されました。**

- [PDF 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容 \(厚生労働省\) \(PDF: 418KB\) \(別ウィンドウで開きます\)](#)

**※事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、令和7年度より「経営情報」の報告制度が始まりました。なお、システムとログイン方法は、従来の情報公表システムと共通です。**

- [PDF 障害福祉サービス等事業者の経営情報の見える化への対応等 \(厚生労働省\) \(PDF: 135KB\) \(別ウィンドウで開きます\)](#)

**※「経営情報」の「令和7年度決算情報」に係る報告時期に関して、新たに特例措置が示されました。なお、「令和6年度決算情報(※1)」の報告期限は令和8年3月31日までです。(※1) 会計年度の始期が令和6年に始まること**

- [PDF 障害福祉サービス等情報公表制度における令和7年度中に報告すべき経営情報の対象について \(厚生労働省\) \(PDF: 143KB\) \(別ウィンドウで開きます\)](#)

# 障害福祉サービス等情報検索

ホーム

お知らせ  
このウェブサイトでは、全国の障害福祉サービス事業所を、地区、名称、所在地、サービス提供地域、事業所番号などで検索し、当該サービス事業所の情報を閲覧することができます。  
(地区の位置情報につきましては、反映されるまでに時間がかかることがあります。予めご了承くださいませようお願い申し上げます)

事業所情報の最新情報はこちら

地域から探す (都道府県名をクリック)

北海道  
青森  
秋田  
岩手  
宮城  
山形  
福島  
新潟  
群馬  
栃木  
長野  
群馬  
栃木  
石川  
富山  
福井  
山梨  
埼玉  
茨城  
東京  
千葉  
神奈川  
三重  
愛知  
岐阜  
静岡県  
愛知県  
京都府  
大阪府  
奈良県  
和歌山  
兵庫県  
徳島県  
香川県  
愛媛県  
高知県  
福岡県  
佐賀県  
福岡県  
熊本県  
大分県  
鹿児島県  
宮崎県

システムログイン 関係連絡板

住所から探す  
例:東京都港区  
検索

法人名から探す  
例:社会福祉法人〇〇  
検索

事業所名から探す  
例:〇〇ホーム  
検索

事業所番号から探す  
例:1234567890  
検索

123

～障害のある子どもさんの将来に備えて～  
障害者扶養共済制度のご案内

はじめに 公表されているデータについて 利用規約 お問い合わせ オープンデータ (CSV) ダウンロードはこちら

## 障害福祉サービス等情報公表制度 兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/johokohyo.html>

## 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyoo/>

### 4.操作説明書 (マニュアル) 等

- 本システムの操作マニュアルを掲載しています。

 障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書 (事業者用) 【第1.7版】 (PDFファイル: 6,129KB)  
【2025年8月29日版】

- 指定障害福祉サービス等情報の記入要領を掲載しています (令和7年8月29日時点)。

記入要領		記入要領 (参考) 雛形		記入要領 (参考) 雛形		記入要領 (参考) 雛形	
1. 居宅介護	 	11. 自立生活援助	 	21. 放課後等デイサービス	 		
2. 重度訪問介護	 	12. 自立訓練 (機能訓練)	 	22. 居宅訪問型児童発達支援	 		
3. 同行援護	 	13. 自立訓練 (生活訓練)	 	23. 保育所等訪問支援	 		
4. 行動援護	 	14. 宿泊型自立訓練	 	24. 福祉型障害児入所施設	 		
5. 重度障害者等包括支援	 	15. 就労移行支援	 	25. 医療型障害児入所施設	 		
6. 療養介護	 	16. 就労継続支援A型	 	26. 地域相談支援 (地域移行支援)	 		
7. 生活介護	 	17. 就労継続支援B型	 	27. 地域相談支援 (地域定着支援)	 		
8. 短期入所	 	18. 就労定着支援	 	28. 計画相談支援	 		
9. 施設入所支援	 	19. 児童発達支援	 	29. 障害児相談支援	 		
10. 共同生活援助	 	20. 医療型児童発達支援	 				

- 記入要領の一括ダウンロードは [こちら](#) (PDFファイル: 29,266KB)
- (参考) 雛形の一括ダウンロードは [こちら](#) (Excelファイル: 2,513KB)

- 「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について (依頼)」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の平成30年2月9日付け事務連絡の (別添資料3) を適宜更新し、掲載しています。

 (別添資料3) 障害福祉サービス等情報公表制度に係るQ & A (平成30年8月14日現在) (Excelファイル: 329KB)